

個なるものの把握と私の存在

—ヘーゲル論理学に於ける概念の一側面—

徳增多加志

Das Begreifen des Einzelnen und das Ichsein —Eine Seite des Begriffs in Hegels Wissenschaft der Logik—

TOKUMASU Takashi

Zusammenfassung

Das Ziel dieser Abhandlung besteht darin, die Bedeutung vom *Begreifen des Einzelnen* in Hegels *Wissenschaft der Logik* zu erläutern.

Erstens erklären wir, wie Hegel die Aufgabe der Philosophie definiert. Hegel bestimmt die Aufgabe der Philosophie als begreifendes Erkennen des wahrhaften Seienden. Zunächst halten wir die Beziehung des Begreifens auf das Seiende für wichtig.

Zweitens betrachten wir zwei Sache aus der objektiven Logik oder der Lehre von "ens". Nämlich darin handelt es sich um die Selbständigkeit des Etwas und die Dingheit des Dings. Es zeigt sich, daß die beiden an ihrer Nicht-Erhaltung gescheitert sein müssen.

Schließlich analysieren wir den Sinn, den die Beziehung des Begriffs auf das Einzelne in der subjektiven Logik oder in der Lehre vom Begriff enthält. Daraus ergibt sich, daß das Begreifen des Einzelnen das Ichsein bestätigt.

はじめに

本稿のねらいは、ヘーゲルの主著『論理学 Wissenschaft der Logik』に於いて「個なるもの das Einzelne」がどのように問題にされ把握されているかを追求することによって、ヘーゲルに固有の「概念把握」の哲学的意味を明らかにすることにある¹。そのために先ず、ヘーゲル独自の哲学的課題の中から、存在論（エンス論 ontologia）と概念との根源的係わりの問題を探る。これを承けて、エンス論を構成する二つの領域（「存在論」と「本質論」）に於ける存在者の把握の問題点を分析し、存在者把握が「個なるもの」の把握の場

に於いてしか成り立たないことを示す。そして、「概念」の成立する場の意味を、エンス論との対比に於いて明瞭に示し、それが「私の存在」とどう係わるかを考察する。

I. ヘーゲル哲学の課題と個なるものの問題

ヘーゲル哲学に於いて「個なるもの」はどのような意味をもっているか。この問い合わせそのものが奇異の感を抱かせるかもしれない。というのは、キルケゴー以来、ヘーゲル主義は、原理的には汎ロゴス主義、体系主義、普遍主義、社会・政治哲学的には全体主義だと見なされ、「個なるもの」

の価値、個人の価値を貶める学説の代表と考えられることが多かったからである。そのような理解に根拠がないわけではない。しかし、ヘーゲル自身が「思考によって正当化されないものは、何一つ信念に於いて承認しまいとするのは、大いなる我意 Eigensinn には違いないのであって、それは人間に於ては名誉になる我意である」(Bd.7-S.27) と記しているのも事実である。これには個人を掛け替えのないものと見なす思想に通じるものがある。このような相反する相貌をどう解すべきなのだろうか。このような事実を踏まえたとき、ヘーゲルの「概念」の哲学が、単なる普遍主義、体系主義、汎ロゴス主義とは言えそうにないことが予想される。

I-1 ヘーゲル哲学の課題の意味するもの

ヘーゲルはさまざまな箇所で自分の哲学の課題を述べているが、『法哲学』の序文の次の箇所は、極めて簡潔にポイントを示している。

「存在するところのもの〔存在者〕を概念把握すること **Begreifen** が哲学の課題である。というのは、存在するものは理性だからである」(Bd.7-S.27)

先ず形式面から問題点を指摘しておこう。「存在するものを概念把握する」という認識の営みが哲学の課題となるために、「存在するものは理性である」という存在了解が前提されているように見える。つまり、存在についての確かな了解が先ずあって、これに基づいて認識活動としての哲学が探究される、と主張されているように見える。

『論理学』が上記の課題の基礎となる理論を提供しているということに異論はあるまい。その観点から見ると、確かに『論理学』の体系は、所謂「存在論 (Ontologie) ヘーゲルの論理学体系では「存在」と「本質」を扱った後で、「概念論」に於いて「主体的な認識活動」を論ずる、というように構成されているようだ。しかし、「存在論と概念論」を、そのような常識の線で理解していくかどうかは、一つの問題である。ヘーゲルは、

「存在するもの」と「概念把握」の日常的理説を批判的に吟味にかけ、自らの哲学体系を形づくったはずなのである。そもそも常識を追認するだけなら哲学は不要であろう。

以上の考察から、焦点を絞って言えば、ヘーゲル哲学の本性に迫っていくためには、「存在するもの」の眞の意味と「概念把握する活動」の真相とを、両者の根源的な係わりのなかで、批判的に吟味しながら考え直さなくてはならない、ということになる。

I-2 エンス論と概念論の差異

周知のように、ヘーゲルは『論理学』の区分にあたって、「存在論-本質論-概念論」と分ける三分法と、「客觀的論理学-主觀的論理学」と分ける二分法を共に採用している。前者の区分による「存在論-本質論」の部分が後者の「客觀的論理学」に、前者の「概念論」が後者の「主觀的論理学」に対応している。ヘーゲルは最終的には、『エンツィクロペディー』の「体系第一部 論理学」に見られるように三分法を採用しているようだが、最晩年（1831年）の『論理学』再版では二分法が採用されている。

「旧い形而上学」に相当するとされる「客觀的論理学」は、もう少し具体的に、「もっぱら思想によって構築されているものとされる世界についての学的構築物」(Bd.5-S.61)と説明され、さらにそれはより限定されて「存在論 Ontologie」と呼ばれ、「エンス ens 一般の本性を研究するとされるかつての形而上学の一部門」であると説明される。ヘーゲルの体系との関連で言えば、エンス論には「存在論」も「本質論」も含まれる。

以上は、区分の表面上の確認にすぎないが、「区分」そのものについてもう少し突っ込んだ考察をしておこう。——区分とは、或る全体的なものを部分へと分けることである。或る全体的なものが先立たなくては、区分も部分もあり得ない。諸々の部分要素が寄せ集められて一つの全体をなすのではないのである。このような全体と本質的構成要素との関係は、線分とその線分上の点との関係に譬えることができる。点は線分から切り離

して独立させてしまえば、面積がないのだから、或る意味で無である。点の寄せ集めによって線分を構成することはできないが、線分の中にしか点は存在しない。

以上のように「区分」を解するとき、「エンス論」と「概念論」の区分はどのように見えてくるだろうか。『論理学』の場合、区分を経て進行していく運動は、「論理的なもの das Logische」の全体が明るみに出てくるプロセス、体系化の運動 Systemasieren である。

「概念の立場は、一般に絶対的イデアリズムスの立場であり、哲学は概念的に認識する活動 begreifendes Erkennen であるが、それは、普通の意識にとって『存在しその直接態のかたちで自立的なもの』と見なされているものがすべて、哲学に於いては単にイデエルなメントとして知られるという、その限りのことである。」(Enz. § 160Z., Vgl. Bd. 5, S. 172)

ヘーゲルの哲学的立場である「絶対的イデアリズムス」が、「概念把握する認識活動」と「存在者の把握」との係わりのなかで、説明されている。「常識が自立的な存在者と見なしているものがイデエルなメントでしかない」と知られる限りに於いて、概念把握する活動としての哲学は成り立つというのである。自立的な存在者がメントとして知られるということは、それをメントとするような「全体的なもの」がその知に於いて姿を現すということである。この「全体的なもの」が絶対的イデアリズムの体系であることは言うまでもあるまい。この体系だけが自立的に真に存在する。この体系は、ヘーゲルの表現を見る限り、固定した・既成の組織体と思われるかもしれないが、そうではない。全体的なものを明るみに出していく運動と見なすべきである。ヘーゲルは慎重にも、自らの哲学を、既成の認識 Erkenntnis ではなくて、「概念把握する認識活動 begreifendes Erkennen」と表現している。それは、その活動態に於いてのみ成り立つものなのである。

さて、このような理解を先の問題に引き戻して

みると、「客観的論理学 (Ontologie 存在論 + 本質論)」は、メントとして、「概念把握する活動」を明るみに出す途上で現れ出てくるものだと捉えられなくてはならない。しかも、概念把握する活動だけが真に存在するのであるから、「客観的論理学」に於ける存在者は自らを解消していく運動として登場するのである。ヘーゲルが哲学の課題を「存在するものを概念把握する活動」と纏めて表現したのは、このような了解が背後にあったからだと思われる。

このような考察はまだ形式的である。次節では、エンス論に於ける存在者がメントに貶められていくプロセスを、「個なるもの」の問題に直結する観点から見ていくことにする。

II. 客観的論理学（エンス論）に於ける存在者の把握

「客観的論理学」の範囲は広く、各段階での要点を追認していくだけでも一巻の書物を必要とするほどである。しかし、本稿の目的に係わる事柄だけに注目するならば、検討を要する最小限の論点は僅かである。エンス論に於ける「存在者」把握が検討され、その根底にある難点が追求されなくてはならない。「存在論」からは「或るもの Etwas」を、「本質論」からは「物 Ding」を取り上げ、これを探ることにする。

II-1 エンス論に於ける「或るもの」

我々が普段「存在する」と認めているものは、例えば、目の前の机であったり、話をしている相手の人間であったりする。これは「何かであるもの Etwas」と表現してもいいだろう。ヘーゲルの論理学では、このような存在者の把握は「定在 Dasein」の一問題として考察される。何故そのようなことになるのか。先ずこれから確認したい。

「定在は規定された存在である」(Bd. 5-S. 115)。——この一文が存在論に於ける論理的規定のすべての基礎となる。「規定された存在」が問題である。ヘーゲルは、「定在は、存在している seiend sein 限りに於いて、非存在 Nichtsein であり、規定されている」(Bd. 5-S. 117f.)と言う。定在が存

在者として我々の眼前に現れるその在り方が探られている。存在者が「何かとして規定されて」存在するとき、それは「当の何かでないものではない」という「否定の否定」(Bd.5-S.123)のかたちで規定されて存在する、ということが明言されているのである。そのように規定されている在り方を、ヘーゲルは「質」と呼ぶ。質によって「何かである」というように「存在者」が了解されるのであり、それが我々が日常的に経験する「何かであるもの Etwas」の把握のことなのである。存在者は、その質と一体になっているから、質を喪失すればそれである存在も消える。例えば、目の前にある机について言えば、「机である」という質を失えば、「机であるもの」は無くなる。このような存在了解の根底にあるものは、「定在」が含む否定的な存在と肯定的な存在との区別である。

「定在」が「自己内存在」(Bd.5-S.123)というかたちで現れたものが「或るもの」である。「何かとしてある」という場合の、「何か」だけが顕在化し、「何かでないもの (=他者)」が隠蔽されたとき、それが「何か或るもの」として現れるのである。したがって、「或るもの」は、真相に於いては、他者との係わりに於いてしか当の或るものではあり得ないのであるが、その係わりが隠蔽されていることによって自立的な存在者として現れるのである。この顕在化と隠蔽が「或るもの」の存立根拠である。

ヘーゲルはこのような事情を「或るものと他者 Etwas und ein Anderes」(Bd.5-S.125)というかたちで捉え、両者が共に「或るもの」でもあり「他者」でもある、と看破する。「或るもの」として把握された存在者は、観点の採りようによって、肯定的な存在にも否定的な存在にもなり得るのである。自らの存在の根拠が、他者との係わりの中へと、他者の中へと移行してしまう。このような存在者は、自立的な存在者ではあり得ない²。こうして「或るもの」というかたちでの存在者把握は挫折する。

そこから、「反省した諸規定の本来の領域」(Bd.5-S.122)に於ける存在者の把握を求める必然性が出てくる。そこでは「否定へと反省していく

実在」(ebd.)、すなわち、或るものと他者との相互の運動に於いて存在者を捉えようという試みがなされる。

II-2 「物と性質 Ding und Eigenschaft」に於ける存在者の把握

我々が日常的に出会う対象は「様々な性質を持つ物」であり、我々が「存在する」と確言できるのはこの「物」である、という了解はさほど奇異でもない。しかし、このように捉えられた「物」とはいったい何であろうか。我々は、「個なるもの」をこのような「物」の成立する場面で了解することがある³。このような了解は、ヘーゲル哲学のなかで如何なる意味・価値をもつのであろうか。

ヘーゲルが『論理学』に於いて「物」というカテゴリーを主題化するのは、「本質論」のなかほどを占める「現象」篇の第一章に於いてである。それは、「現実存在」というカテゴリーに即して「内から外へ」あるいは「外から内へ」という反省運動の全体が考察の対象となる最初の場面である⁴。「現実存在」は、その真相に於いては、「内から外への運動」あるいは「外から内への運動」なのであるが、この運動に即して登場するメントが一旦自立化され、次にそれが解消される運動が考察される。「物」は先ず、このような意味で自立化されたメントとして登場するのである。本節は、「物」が自らの解消へと至るプロセスを考察したい。結論を先取りすれば、「物の完全な規定態」(Bd.6-S.141)は、「この物 dieses Ding」として結実するのであるが、それは「個なるもの」に接近しながらもその概念把握には挫折する。この道筋を簡略に辿ることにしよう。

「物は諸性質を持っている」(Bd.6-S.133)。このごく当たり前の表現をヘーゲルは吟味する。差し当たり問題は、「物がまだ多くの性質をもつ静止せるものでしかない」(ebd.)ということにある。「物たること Dingheit」つまり、存在者が「物」として把握されることの根拠は、「無規定な自己同一性という形式」(Bd.6-S.134)にしかないのであり、「その本質態を自らの性質に於いて

しか持っていない」(ebd.) ということになる。分かり易く言えば、何を「物」と見なすかは、物にとって外的でしかない「性質」に完全に依存しているということである。ヘーゲルの譬えで説明すれば、「一冊の本は一つの物である。そして、その紙片の一枚一枚のいずれもまた一つの物である。同じようにして、その紙片の一つ一つの小片のいずれも物であり、これは無限に続く」(Bd.6-S.137) という事態が露呈される。性質を捨象すれば、物は「抽象的な自体存在」(ebd.) でしかない。それゆえ、或る存在者を物たらしめているのは、性質でしかない。「物性〔物たること〕は、性質へと移行してしまっている」(Bd.6-S.138) と言われる所以である。

このように物が「抽象的な自体存在」というかたちで解釈されるとき、性質の方も抽象化され、別様の規定を具えるようになる。すなわち、「性質は、物という一者であるところの無規定にして力を欠いた結びつきから解放されている」(Bd.6-S.138) のである。このようにして自立化した性質をヘーゲルは「質料 Materie⁵」ないし「物素 Stoff」と呼ぶ。それは、物を構成している基本要素のようなものであり、物の持つ性質が色、臭い、熱さ……などに分解され、それらが他の物の中にもある共通の要素として取り出されるのである。具体例として「光の素、色の素、臭いの素」(Bd.6-S.139) などが挙げられている⁶。

さて、性質が自立した質料ないし物素として規定されると、物もさらに抽象化される。すなわち、「物もまた『自分が他の物によって規定されて在るということ』から解放されてしまっている」(Bd.6-S.141) (ebd.) のである。質料ないし物素は、複数の物に跨って「肯定的な連続態」をなしている。これに対して物は、質料ないし物素が、或る仕方でそこに集まっている場所でしかなくなる。物は、質料ないし物素の連続性を断つものとして或る場所を定めることでしかない。ヘーゲルはこれを「自己同一的な否定」(ebd.) という規定に纏める。このような規定でしかない「物」から何が洞察されるだろうか。

物と他の物とを完全に区別するには、「この」

という限定詞を冠すればいいと思われるかもしれない。ヘーゲルも先ずは、「このもの das Diese が物の完全な規定態をなす」(Bd.6-S.141) と言う。しかしながら、「この」という限定はどのような根拠に基づいているかが問題なのである。ヘーゲルはそれが「外的な規定態」(ebd.) でしかないことを指摘する。物はいわば消極的な場所でしかないのであるから、自立的な質料ないし物素がそこに集まっているかどうかは偶然的であって、「この関係〔集まり〕は質料の非本質的な結合でしかない」(ebd.) のである。纏めて言えば、「このものとしての物は、こういった単なる質料の量的な関係、単なる寄せ集め Sammlung、質料の『もまた Auch』である」(ebd.) ということに帰着するわけである。では、この事情は何を明るみに出すか。

質料ないし物素によって「この物」を把握しようという試みは、「寄せ集め」という偶然的なはたらきに基づいたものでしかない。そうすると、物は、観点の採り方によって如何によくも固定され得るようなものでしかなくなる。というのは、どのような質料ないし物素がどれだけ集まったものを一つの物と見なしていいのか、を決定するものはここには見あたらないからである。例えば、一人の人間の身体全体を一つの物と見なすことと、その人間の身体の一部（例えば、手足）を一つの物と見なすことは、或る意味でどちらも正しい、というより「正しい」という術語づけが意味をなさない。何を一つの物と見なしていいかは、何から成り立っているかによっては、決められないのである⁷。

こうして存在者を「この物」として限定して把握しようという試みは挫折する。このような限定は「質料ないし物素からなる物」の外部にある⁸。例えば、それは「役に立つか否か」といったプログラマティックな観点かもしれないし、神の世界創造の意志かもしれない。だが、即断することもあるまい。ヘーゲルはこのような事情を熟知した上で、「〔概念論の〕個なるものは、現実存在という反省の領域に於いては『このもの』としてある」(Bd.6-S.300) と言っている。それゆえ、「概念論」

の「個なるもの」を上記の挫折に係わる問題として受け取ることに不都合はないのである。

III. 個なるものと私の存在

本節では、これまで見てきたエンス論の挫折を踏まえて、「概念論」に場を移し「存在者の概念的把握」という課題の真の意味を探らなくてはならない。先ず、ヘーゲルの次の主張を簡単に見ることから始めよう。

「……個なるものは、それが他のすべてに対して限界を措定することによって、自己関係となる。だが、これらの限界は、そのことによって、自分自身の限界、他者への関係でもある。だから、個なるものは、自分の定在を、自分自身の中にもっていかないのである。個なるものは、あらゆる側面から制約されたものでしかないものより以上のものである。だが、この『より以上』は概念の他の領域に属する。存在の形而上学〔エンス論〕に於いては、個なるものは完全に規定されたものである。……」(Bd.5-S.121)

エンス論が「個なるもの」を「完全に規定されたもの」として把握するということはどういうことか。エンス論に於いては、存在者の何であるかを定める規定を限りなく積み重ねていくことによって、紛いようのない一つの存在者を特定できるということだ。しかし、或る存在者を確定することと、それを「個なるもの」として認めるることは、全く異質の行為である。後者は「概念論」に属する。引用のなかほどにある「より以上」の意味することは、この問題に係わっている。

III-1 実体から概念へ

「概念論」は、「客観的論理学」の最終篇「現実態」を直接承けて登場する。ヘーゲルの表現を借りれば、「因果性と交互作用を介しての実体の弁証法的運動は、概念の直接的な生成史 **Genesis** である」(Bd.6-246) ということだ。「実体」というカテゴリーが因果性、交互作用へと展開されていくことによって、存在者を現実態として把握する

當みが完成する。そのように現実態として把握された存在者が概念なのである。そこで先ず、「実体」に即して概念がどのように現れてくるかを見ておかなくてはならない。

ヘーゲルの説明によれば、概念とは「『絶対的で自立的な存在 **Anundfürsichsein** が反省あるいは措定された存在 **Gesetztsein** でもあり、措定された存在が絶対的に自立した存在でもある』ということによって初めて、絶対的で自立的な存在はあるのだということ」(ebd.) である。この幾分すわりの悪い文の中に検討を要する重要問題が含まれている。すなわち、——ヘーゲルの主張は、概念とは「絶対的で自立的な存在があるということ」に他ならないのであるが、「絶対的で自立した存在」が「措定された存在」と同一であることによってしかそのようなことは成り立たない、ということである。「措定された存在」とは、何かによって措定された存在のことであるから、その何かに依存している非自立的存在である。だが、「措定するもの」(能動) と「措定されたもの」(受動) の関係を越え出ない限り、「他の何かに依存した存在」しか出て来ない。「措定された存在」の無限連鎖が成立するだけである。そこでは「絶対的で自立した存在」が出現することはあり得ない。ヘーゲルは、「絶対的で自立的な存在」と「措定された存在」との同一性を持ち出してこの困難を解消しようとする。“「実体の弁証法的運動」はこの解消のプロセスを描出しているのである。いまこのプロセスを丁寧に追っていく余裕はない。後論に必要な範囲で要点を確認するに留めることにする。

「現実態」篇の「第三章 絶対的相関」では、上記の「措定するものと措定されるものの係わり」が、「能動的実体と受動的実体の係わり」として問題にされる。二つの実体は、原因と結果として関わりをもつ。差し当たりは、能動的実体が原因として、受動的実体に作用し、結果をそこに生み出す。しかし、この作用が成り立つためには、原因は受動的実体の中で自分を実現しなくてはならない。もし受動的実体の中に原因とは異なったものが生じたとしたら、当の原因によって生じたの

ではなくなり、原因が作用したことにならないからだ。原因は、結果を生み出す限りでしか、原因ではあり得ない。また結果も、原因によって生み出される限りでしか、結果とはならない。生み出すという「作用」が先ず在って、その両極として原因と結果が形づくられるのである。したがって、原因と結果の本質はこの「生み出す作用」にあると言わなくてはならない。そして、両極は互いに他者として係わるのであるから、その係わりは「交互作用 Wechselwirkung」なのである。したがって、受動的実体と能動的実体は、交互作用という一つの運動に帰せられることになる。

以上の運動を確認した上で、「措定されたもの」と「絶対的で自立した存在」との係わりを見ておこう。「絶対的で自立した存在」は、「措定されたもの」が次々と連鎖することが成り立つ場とは異なった場で成立する。「絶対的で自立した存在」とは、「措定されたもの」と「措定されたもの」とを係わらせ、それらをしかるべき形づくるはたらきのことなのである。したがって、概念は、このようにして「措定されたもの」をしかるべき形づくるはたらきが現実化しているときにだけ、その運動として姿を現すはずなのである。

III-2 概念に於ける「個なるもの」のメント

周知のように、概念には普遍態・特殊態・個別態という三つのメントがあるが、論旨を明確にするために、個別態のメントを中心に据え、その内のごく僅かな論点に絞って考察することにしたい。ヘーゲル自身も、「〔普遍を得るために用いられた〕抽象によって蔑ろにされた個別態の方がむしろ深淵であって、その深淵に於いて概念は自分自身を捕捉し、自分自身を概念として措定している」(Bd.6-S.296f.) と言っている。個別態に重きを置くのは恣意的ではないのである。次の文の検討から入ることにしよう。

「個別態は……すでに特殊態によって措定されている。特殊態は規定された普遍態である。したがって、〔個別態は、〕自己関係する規定態、規定

された規定態である。」(Bd.6-S.296)

皮相に読むと、普遍態が最も規定が少なく、それを規定したものが特殊態で、さらにその特殊態をより規定したものが個別態だ、と言っているだけのように見える¹⁰。しかし、規定の数が或る限度を超すと個別態が得られる、ということならば、エンス論に於ける存在者の把握と選ぶところがないだろう。そもそも「規定する」というのは、特殊化することに他ならないのであるから、これでは個別態は特殊態の一種だと解さねばならなくなる。無論、個別態も、普遍態や特殊態と並んで、概念の一メントであるのだから、概念の或る特定の姿だと言っても間違いではない。しかし、個別態の場合だけ、普遍態や特殊態とは、その語られ方が異なっているのである。例えば、「個なるものは、現実的なものと同じものである」(Bd.8-S.311)という言い方があるし、『論理学』の目次には「A. 普遍的概念—B. 特殊な概念—C. 個なるもの」と記されている。これらは、「個別態」が概念とは異質のものであることを示唆しているように思える。

「しかしながら、個別態は、概念の自己内還帰であるばかりではなく、直接的に概念の喪失である。個別態は、概念の自己内還帰に於いては自分の内にあるのであるが、個別態によって概念は自分の外部のものとなり、現実態に入り込む。」(Bd.6-S.299)

個別態は二様の現れ方をする。一つには、 α) 概念の自己内還帰した姿として、もう一つには、 β) 概念が自らを喪失した姿として。前者は、普遍と特殊との連續性に於いて概念として語られる。後者は、謂わば、概念の他者・概念の疎外態である。差し当たり、 α) と β) のあいだには齟齬があるよう見えるかもしれない。この事情を解明するために、先ずは、普遍と特殊の概念を調べておこう。

ヘーゲルによると、概念の本質は否定的なものであるが、これによって普遍と特殊は規定され形

づくられているのである。普遍態と特殊態という二つの概念規定は、概念規定として、互いに他者〔「一方は他方でない」という関係〕であるような在り方をしている。二つの規定を形づくっているのが、概念のもつ否定のはたらきなのである。普遍態と特殊態という二つの規定された在り方は、その本質を、概念の否定するはたらきに於いてもっている。その意味で、普遍態と特殊態は、それらを規定的に形づくるはたらきの全体と別ものではない。「規定するはたらき」が先在する「実体的なもの」で、規定態はこの「実体的なはたらき」によって生み出された依存的なものでしかない、というように考えてはならない。「規定するはたらき」は、「規定態」がなければ、「或る特定のかたちを採ったはたらき」とはならない。「規定態」と「規定するはたらき」とは一つのことなのである。

このような概念の動的全体に対して「個別態」は、先に記したように、二様に現れる。概念の全体的運動のモメントとして現れる〔 α 〕ばかりでなく、この全体的運動の他者・外部としても現れる〔 β 〕、というのである。両者が共に言われるところに重大な意味がある。

ヘーゲルが二つを共に提示したのは、両者のあいだを行き来する運動のなかに真相を見ようとしていたからだろう。両方向の運動とは、概念の規定するはたらきの外部にある個なるものを概念的規定のはたらきの内に位置づけようとする運動〔 α への運動〕と概念の規定するはたらきと切り離されたかたちで個なるものを眼前に見出そうとする運動〔 β への運動〕であり、——精確にはこれらの運動の総合が「概念の全体的運動」と言われなくてはならないが——この両方向の運動があつて初めて、我々は或るものと「個なるもの」として把握するのである。その場合、「何を個なるものと見なすか」ということと「普遍態と特殊態がしかるべき形づくられていること」とは、概念の全体的運動の両側面に他ならない。 α への運動がある限りで、概念の外部が生ずる。逆に、概念の規定する運動、つまり、普遍態と特殊態を形づくる運動は、個別態として規定されたものを外的に

存在する個なるものへと返還する運動と切り離されたのでは、意味をなさない。

ヘーゲルは、このような概念の理解はスピノザ的な「実体」の形而上学を超えていていると考え、「自己意識的主体の自由と自立性」(Bd.6-S.250)を実体の形而上学を越えるために不可欠だ考えていた。すると、これまでに考察した事柄のなかで「自己意識的主体」が決定的な仕方で語られているはずだと予想される。

III-3 個なるものの把握と私の存在

個なるものは、概念の一モメントであると共に概念の他者でもある。このことが哲学的にもつ意味は、「自己意識的主体」の理解に懸かっている。これは、「自我 Ich」とも言い換えられているが、Ichsein、「私の存在」あるいは「私であること」と表現してもいいだろう。ヘーゲルは、自我を「純粹概念そのもの」とも「純粹な自己意識」(共にBd.6-S.253)とも呼んでいるし、カントが「概念の本質をなす統一を『私は考える』ないし自己意識の統一として認識した」(ebd.)ことを「理性批判のなかに見られる最も深く最も正しい洞察の一つ」(ebd.)であるとまで言って高く評価している。にも拘わらず、『論理学』の中では「概念が自我ないし自己意識である」ことを考察の対象とした箇所はない。しかし実際には、自我ないし自己意識は、明示的には主題にならないにしても、論理学が展開されていくなかでその背後に常に控え、その展開の基礎になっているのである。以下は、このことを明らかにし、その意義を考察することに當てられる。

常識的な理解がどのように「自我ないし自己意識」を誤解するか。ヘーゲルの指摘するところでは、「自我と知性」の関係を「物と性質」の関係と同一視しているところに誤解の根がある。その場合、自我は「その性質の眞の根拠でもなければ自分の性質を規定するものでもないような、無規定な基体」(Bd.6-S.254)と見なされている。知性がなくても自我は自我であり続けるかのように思い浮かべられているのだ。では、自我ないし自己意識と概念とはどのような関係にあるというの

だろうか。

「或る対象を概念把握すること」とは、「自我が当の対象を自分のものとし、この対象を貫通し、これを自我自身の形式の内へと、直接的に規定態〔特殊態〕であるところの普遍態へと、あるいは、直接的に普遍態であるところの規定態〔特殊態〕へともたらすこと」(Bd.6-S.255) に他ならない、とヘーゲルは言い切る。概念把握する活動が成り立つためには、そこに「普遍態と特殊態」という概念の規定態があり、自我という形式が形づくられていなくてはならない。注意したいのは、自我が主語に置かれているために、基体ないし実体と受け取られ易いということである。この点を厳しく押さえておかねばならない。——例えば、対象の概念把握という活動を、{自我的実体—概念把握するはたらき—客体的実体} という図式で考えてみよう。三つの要素は、それぞれ独立しており、例えば、自我は「概念把握するはたらき」がなくても自我のままであることになる。しかし、ヘーゲルは「自我」の実体的解釈を拒否していたはずである¹¹。また、「客体」についても概念から独立して存在するという実体化された形而上学を拒否していたはずである。そうだとすると、三つの項が、ヘーゲル固有の意味で「イデエルなメント」となるような図式を考案しなくてはなるまい。すなわち、{概念把握する主体—概念把握するはたらき—概念把握されるもの} というかたちで、概念把握する活動がなければ、概念把握される客体も形づくられないし、概念把握する主体も形づくられない、とするのである。前の図式と違って、ここでは三つの項は一つの事柄の三つの側面である。概念が現実世界に於いて姿を現すその在り方が、これら三つの項の意味である。概念の三つのメント（普遍—特殊—個別）との関係に言及しておけば、概念把握するはたらきのなかに「普遍が特殊化（規定）される」というかたちで二つのメントがある。そして、これら二つのメントの外部にありながらも、概念把握されることによってその存在が認められるものとして「個なるもの」がある。この「個なるもの」は、普遍が特殊化される活動に於いて、この活動と相即不離のかたち

で、形づくられる。では、「概念把握する主体」はここで如何に係わってくるのだろうか。

普遍態と特殊態が互いに係わり、様々な規定を形づくる。その規定が、差し当たり概念把握する活動の外部にある存在者に適用される。このとき、どのように規定されている存在者を個なるものとして認めるかが主題化される。このようにして現実世界へと繋ぎ止められ、何を「個なるもの」として認めるかが決定される。ヘーゲルが「個別態」を「規定された規定態」と定めたのは、このような事情を念頭に置いてのことだと思われる。こうして、「個なるもの」を特定するはたらきが、概念の規定運動の中に入り込む。そして、「個なるもの」を特定する行為の主体が、背後ではたらいていることが見えてくる。或るもののが「個なるもの」として存在することが現成していることと私が生きて在ることとは、同じ一つの事柄なのである。ヘーゲルの論理学は、このことを存在論の側から洞察していくプロセスだったのである。

概念論では、規定するはたらきが、そのはたらきに於いて、外部に「個なるもの」を見出す。このとき、何が起こっているか。規定するはたらきは、外部にある存在者を一つのまとまりのある・特定の意味ないし価値をもった存在者として規定する。単に規定されたにすぎないもの（=特殊者）を、「掛け替えのない個なるもの」と見なすのは、まさに「私」と呼ばれるべき主体である。何を自分にとって価値あるものと見なし、眞の意味で存在するものと認めるか、という価値的評価を下しているものが顕現している¹²。自分が生きていることは、どのような特殊者を「個なるもの」と見なすかによって、証されるのである。

(終わり)

注)

*1 本稿で扱うヘーゲルのテキストは、G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden (Suhrkamp Verlag 1969) で、巻数とページ数を (Bd.～-S.～) として引用直後に記す。他に Felix Meiner Verlag から出ているラッソン版と新全集版に依拠したテキストも参照した。分綴、パンクチュエーションなどの点でこれらを選

んだところもある。なお、引用中の強調部分と括弧内の補足は引用者によるものである。

*2 この場面で自立的な存在者と言えるのは、或るものと他者との係わりとしての「眞の無限態」である。拙稿「ヘーゲル論理学に於ける無限者の概念とイデアリスムスの原理」(日本哲学会発行『哲学』第四〇号所収) 参照。

*3 Vgl.Bd.6-S.300

*4 根拠の終局との関連で言えば、現実存在は「根拠と根拠づけられたものとの同一性」と規定される。これをヘーゲルはこの言葉の語源に基づいて「内から外への運動」として説明する。

*5 この場合の「質料」は形相の対概念ではない。形相の対概念としての質料については、根拠関係を形づくる「絶対的根拠」の問題として、考察されている。拙稿「形式と實在一ヘーゲル論理学に於ける『根拠』の一問題」(『鎌倉女子大学紀要』第九号、2002年) 参照

*6 これらの幾分滑稽な例は当時の化学者を揶揄しているようである。

*7 ラッセルの「確定記述」に対するストローソンの批判、P. F. ストローソン「指示について」(藤村龍雄訳『現代哲学基本論文集Ⅱ』勁草書房1987所収) 参照。

*8 この「外部から規定するはたらき」という問題は、「現象」というカテゴリーを解消することによって、姿を消す。「本質的な相関」が主題化される局面では、この相関の外部にあってはたらきかけるものは、隠蔽されている。だが、本質論の最終篇「現実態」の「第三章 絶対的相関」は、「実体—因果性—交互作用」というかたちで、外部からの規定作用が最終的に揚棄される場面を中心に据える。「概念」の語られる場はこの場面と本質的に係わりがある。

*9 この論点については次の論文が参考になる。ただし、概念の理解については「エンス論」を判然と超えた立場を明示していない。Lakebrink, Bernhard, Kommentar zu Hegels Logik Band II : Begriff, Alber Verlag 1985 S.20-37

*10 「措定する」と「規定する」の違いについて触れておく。前者は、既に存在するものをそこに措くことを意味し、後者は、存在するものを使嗾づけ、そ

れに本分を与えることを言う。概念論で「規定する」がことさらに問題にされるのは、意味ないし価値を与えるはたらきを問題にしているからである。この意義についてはIII-3で論究される。

*11 Hartmannは、ヘーゲルが自我の实体化を厳しく拒否していた点を正しく指摘している。Hartmann, Klaus : HEGELS LOGIK (De Gruyter 1999) S.288ff.

*12 このような解釈は、『論理学』をあまりに倫理的ないし宗教的に読み込みすぎだと言われるかもしれない。しかし、ヘーゲル自身が概念について解説するに際して、フランス革命や神と精霊を材料にしていたことがある。Vorlesungen über Logik und Metaphysik, Heidelberg 1817 Mitgeschrieben von F.A.Good, Hrsg.von Karen Gloy unter Mitarbeit von Manuel Bachmann, Reinhard Heckmann und Rainer Lambrecht, G.W.F.Hegel Vorlesungen Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte Band 11, Felix Meiner Verlag Hamburg 1992, S.143-146

(2002. 10. 31. 受稿)